2010.06.01 作成
2016.11.01 改訂
2022.09.01 改訂

「軽微な変更」の取扱いに関する相談について

（建築基準法施行規則第3条の2第1項から第4項の各号）

当財団では、確認を受けた建築物等の中間・完了検査申請に先立ち、「軽微な変更」の取扱いに関するご相談を随時お受けいたします。ご相談の際は、下記書類をご準備の上、担当者へご連絡をお願いいたします。

■ 提出書類（各１部）

１）軽微変更相談書
２）軽微変更項目一覧表　※様式サイズ・体裁は適宜変更可
（「軽微変更相談書」に変更内容を個別記載する場合は提出不要です。）
３）変更関係図面　※変更前（マーカー等で変更部分を明示）、変更後の図面
４）その他必要な書類
（例：当該変更に伴う特定行政庁との協議記録、構造検討書　等）

■ 書類の扱い

１）「軽微な変更」であることを確認した場合は、「軽微変更相談書」及び「軽微変更項目一覧表」に確認印を付して返却します。
２）中間・完了検査申請時には、各検査申請書の「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載するとともに、変更内容を記載した「軽微な変更説明書」、相談時の「軽微変更相談書」「軽微変更項目一覧表」の写し、「変更関係図面」等を添付してご提出ください。
３）ご相談後、軽微変更相談書の内容を含め、計画変更として申請される際には、計画変更の図書に相談時の「軽微変更相談書」「軽微変更項目一覧表」の写し、「変更関係図面」等を添付してください。

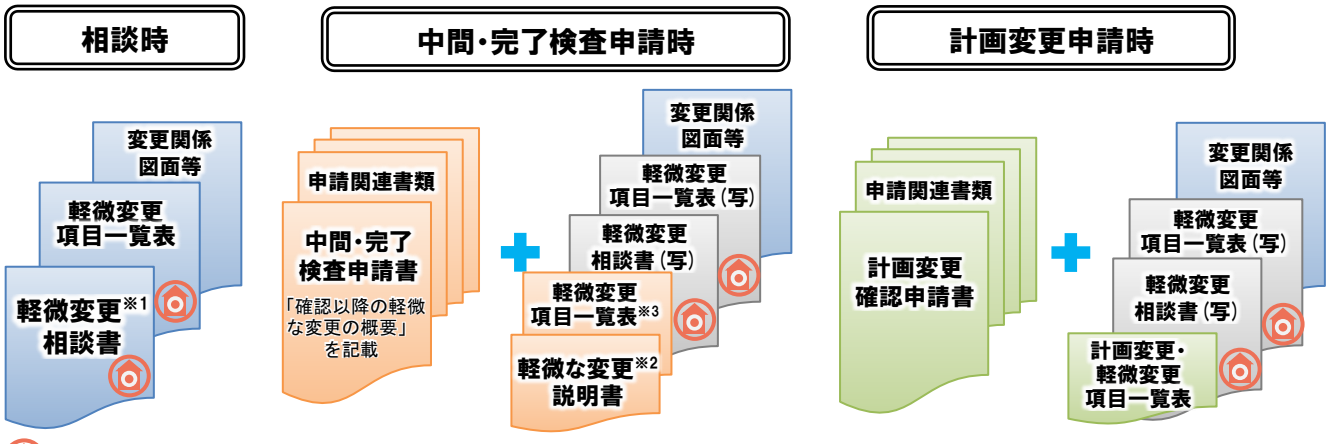

※１　軽微変更相談書……予め建築基準法令の手続き前に確認をしたい場合
※２　軽微な変更説明書…中間・完了検査の軽微変更の際に添付するもの

本紙内容につきましてご質問等ございましたら、下記までお問い合わせください。

一般財団法人日本建築センター
The Building Center of Japan

本部　〒101-8986　東京都千代田区神田錦町 1-9
TEL 03-5283-0469　FAX 03-5281-2825

大阪事務所　〒541-0053 大阪市中央区本町一丁目 4 番 8 号
エスリードビル本町 4 階　TEL：06-6264-7731 / FAX：06-6264-7745